

北茨城市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

北茨城市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、ひいては地域社会の活性化及び北茨城市民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- （1）健康の維持・増進に関すること。
- （2）スポーツの振興に関すること。
- （3）食育の推進に関すること。
- （4）女性の活躍に関すること。
- （5）災害対策に関すること。
- （6）その他本協定の目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の他の目的に利用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による申出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙がその都度誠意をもって協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和3年10月18日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長



乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1

大塚製薬株式会社

大宮支店 支店長

